



**金箱 温春**  
 金箱構造設計事務所代表  
 日本建築構造技術者協会会長

2005年に明らかとなった耐震強度偽装事件が発端となり、専門家資格のあり方が検討され、2008年には構造設計1級建築士、設備設計1級建築士制度が施行された。1級建築士制度は1950年に建築基準法と対になって制定されたものであるが、以前より、時代の変化に対応できていないとの指摘や制度の検討が行われており、1983年に建築設備士と木造建築士が制度化され、部分的な改定が行われた。

今回の制度改定は、2006年に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会

においての議論が基になって行われ、構造、設備の専門技術者をどう位置づけるかが論点であり、制度発足以来の大改定であった。しかし、迅速に制度改定が行

は、構造設計・設備設計の専門資格を作り、1級建築士の業務独占からこれらを分離するといったものであったが、既得権を制限することへの反発があった。

次に検討された案③は、建築事務所の専門分野を明示させ、一定規模以上の建築物の設計に対しては設計事務所の制限を与えるというものである。しかし、個人の資格の議論の中に唐突に事務所による規制という

現状に適合する資格制度としては、構造、設備に加えて「意匠設計1級建築士」

に該当する違反は業務停止処分などの厳しい処罰となる。現在では設計に関わった1級建築士を設計図書において全員表示する制度となっているが、20条違反による行政処分は構造を担当した1級建築士のみが受けるといふ事例も出てきている。つまり1級建築士として図面に記名されているも、一部の専門分野に関して責任が問われないということである。責任が問われないならば権限もないということにすべきであり、1級建築士が全ての権限を有することは現実的ではない。

# 1級建築士制度の見直しに向けて

われた感は否めず、その後の状況も踏まえて、再考が必要ではないか。

専門資格者をつくるのであればそれらを統括する立場として1級建築士を位置づけるべきという主張が一部の建築団体からあった。これを前提とする案②として、1級建築士は専門資格者を統括する者となり、設計の権限を独占するという

話が出てきたため、この案も賛同を得られなかった。次に出てきた案④が現行の制度であり、1級建築士の権限の枠組みを変えないまま、一定規模以上の建築物に構造・設備に専門家の関与を義務づけるといふものである。

専門家が明示されることになったことは評価されることであり、それにより設計の質の向上に役立っていると思う。ただし、専門資

格をつくったものの、1級建築士の権限を維持するため「法適合確認」という制度がつけられたが、あまり活用されてない。現実的には意匠、構造、設備の役割分担が行われており、構造設計、設備設計を行わない1級建築士は多いのである。

2006年の基本制度部会の議論をもう一度振り返ってみる。会議ではいくつかの制度改定案が検討された。最初に国土交通省建築指導課から示された案①

現状の位置づけは変わらないうち、案が示された。ただし、全ての1級建築士を再試験して、一定の専門知識を有する者のみに資格を

をつくり、1級建築士が全ての設計を業務独占する権限を廃止すべきと考える。1級建築士は設計者だけの資格ではなく、幅広く建築に関わる人の資格としてつけられたものである。策定

当時比べ、設計の専門性が増したこともあり、設計の資格は専門分野ごとに与えるべきである。

建築基準法に違反すると行政処分が行われるが、基準法20条の構造強度の確保ればよいと考える。

## 所論 諸論

専門家が明示されることになったことは評価されることであり、それにより設計の質の向上に役立っていると思う。ただし、専門資

格をつくったものの、1級建築士の権限を維持するため「法適合確認」という制度がつけられたが、あまり活用されてない。現実的には意匠、構造、設備の役割分担が行われており、構造設計、設備設計を行わない1級建築士は多いのである。

当時比べ、設計の専門性が増したこともあり、設計の資格は専門分野ごとに与えるべきである。

建築基準法に違反すると行政処分が行われるが、基準法20条の構造強度の確保ればよいと考える。